産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和5年6月30日

栃木県知事 福田 富一 殿

提出者

住所 栃木県宇都宮市今泉新町180 氏名 渡辺建設株式会社 代表取締役 渡辺眞幸 電話番号 028-661-5551

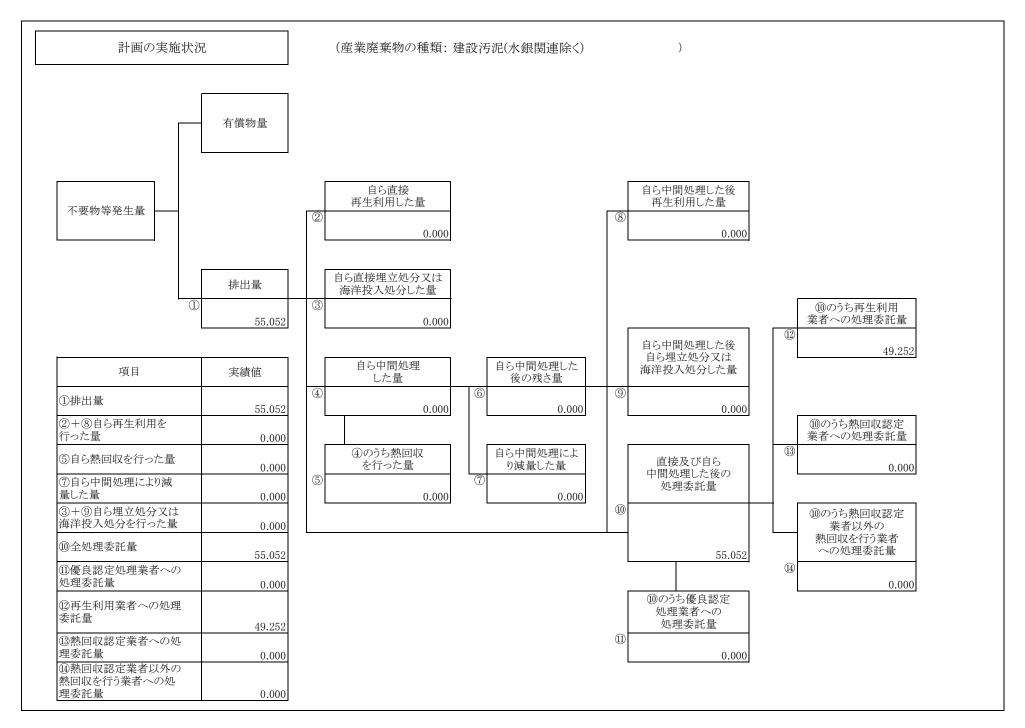
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和 4 年度の産業廃棄物 処理計画の実施状況を報告します。

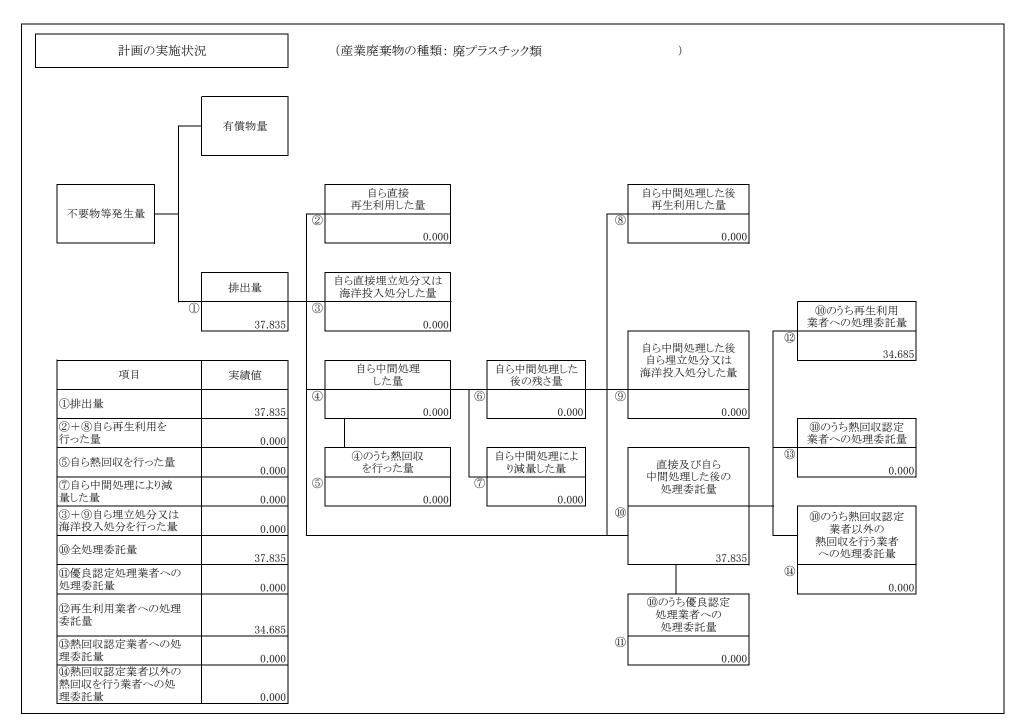
事	業場の名称	渡辺建設株式会社
事	業場の所在地	栃木県宇都宮市今泉新町180
事	業 の 種 類	建設業·総合工事業·一般土木建築工事業 [0911]

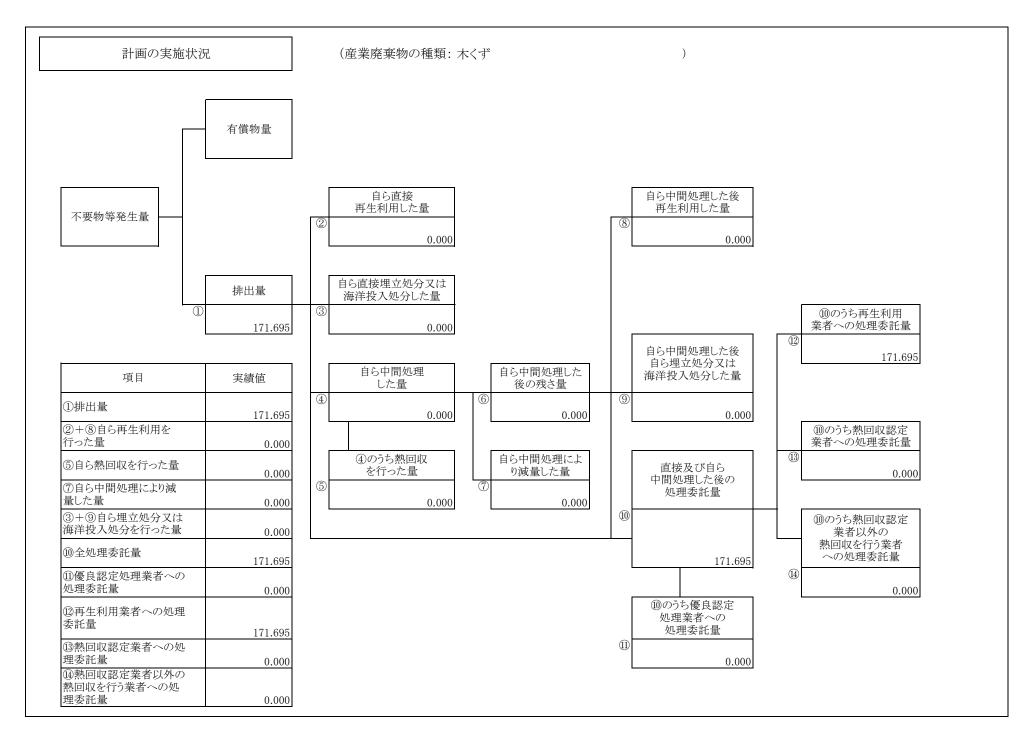
産業廃棄物処理計画における目標値

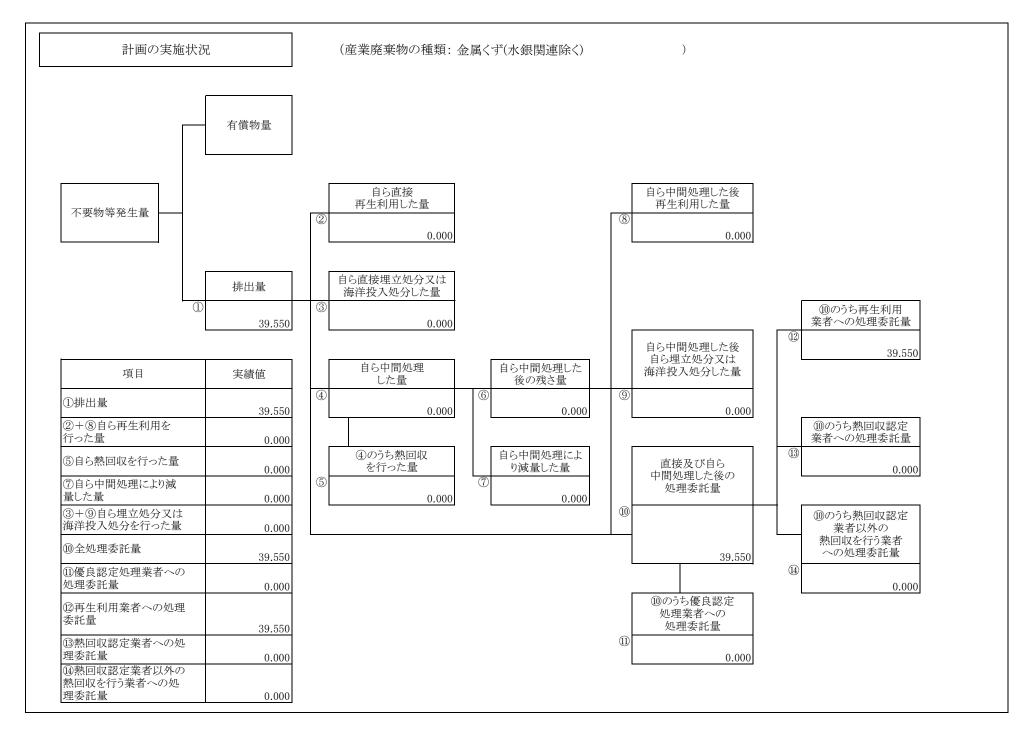
項目		目標値	項目	目標値	
排出出	量	別紙のとおり	全 処 理 委 託 量	別紙のとおり	
	用を行う物の量	別紙のとおり	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり	
自ら熱回収産業廃棄	て を 行う 物 の 量	別紙のとおり	再生利用業者への 処理 委託 量	別紙のとおり	
自ら中間処理によ 産 業 廃 棄	り減量する 物 の 量	別紙のとおり	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙のとおり	
海洋投入処	分 又 は 分 を 行 う 物 の 量	別紙のとおり	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙のとおり	
※事務処理欄					

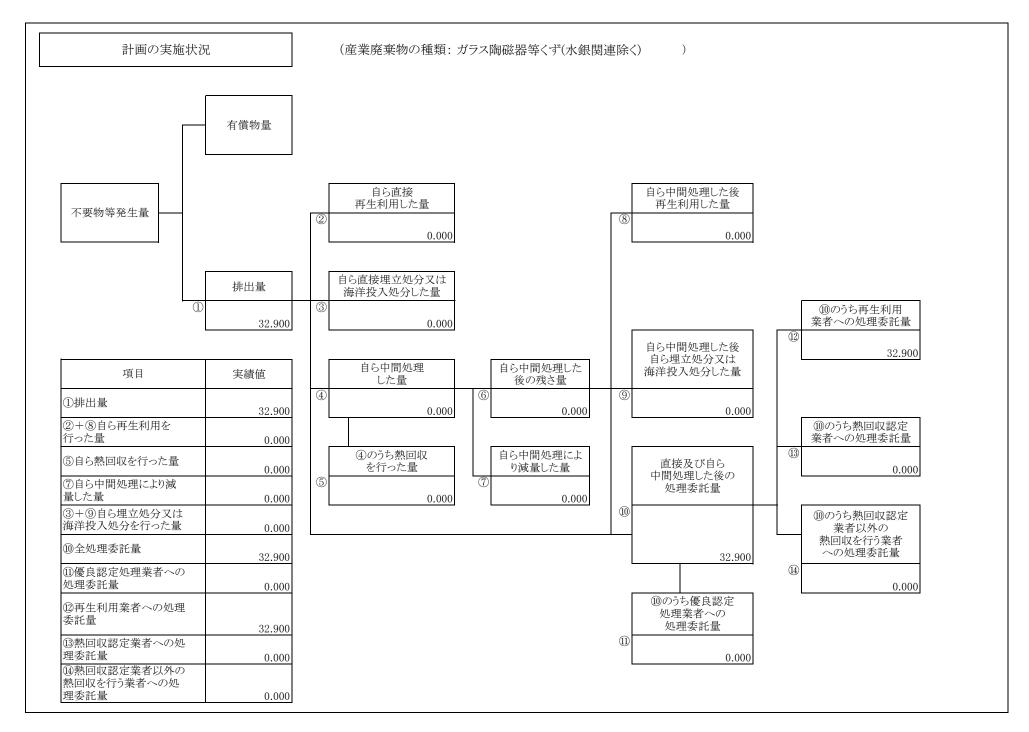
(日本工業規格 A列4番)

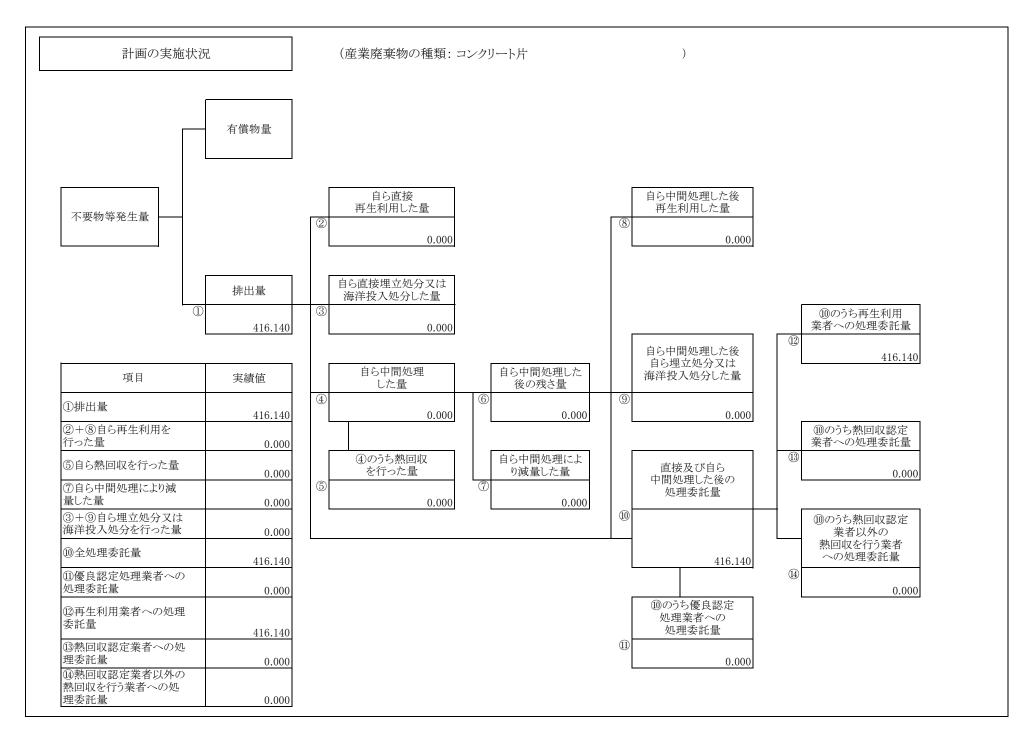


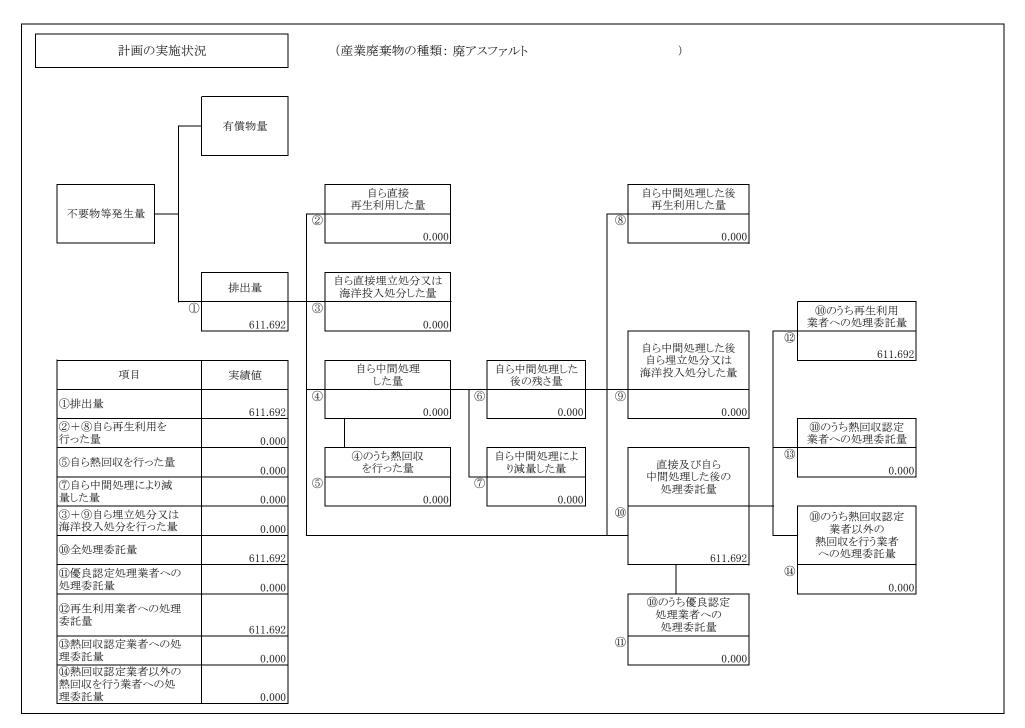


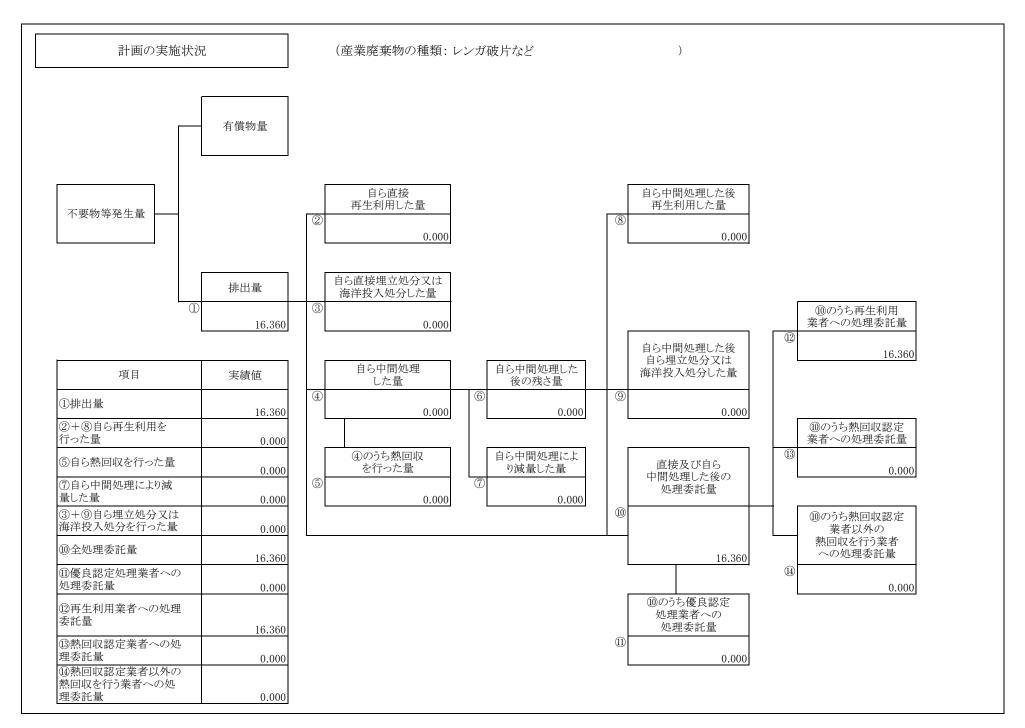


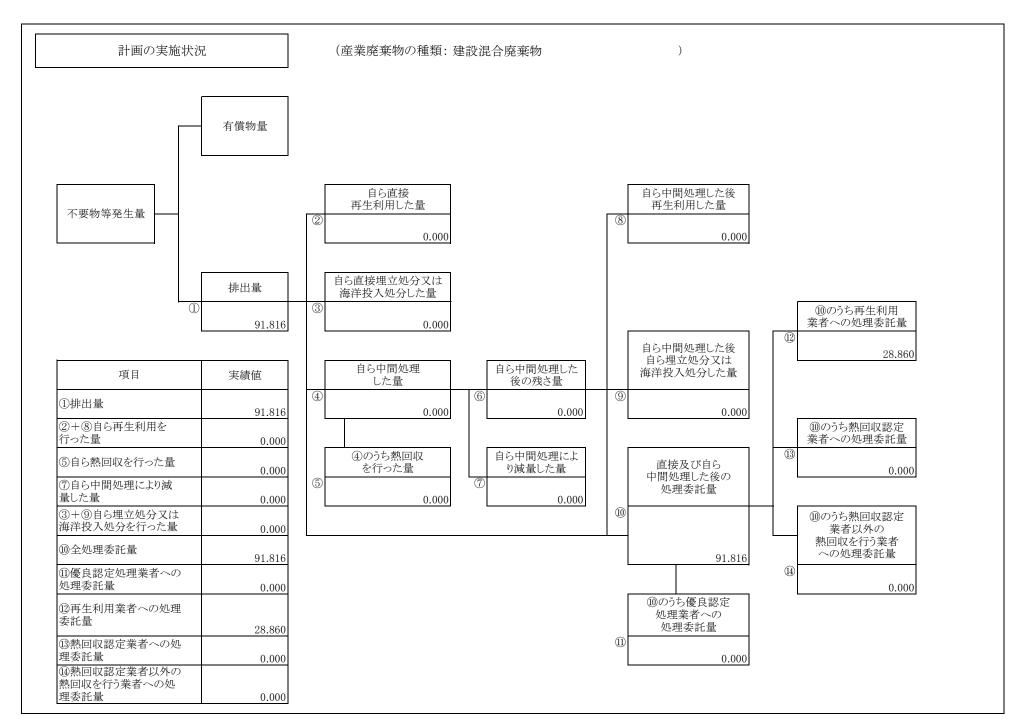












備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載 した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①~⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14) に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄(1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄(4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) (7)欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄(6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への 焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記 入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。

令和4年度産業廃棄物処理計画における目標値

	燃え殻	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず
排出量	20.00	10.00	0.00	40.00	0.00	100.00	10.00	10.00
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0
自ら埋め立て処分また は海洋投入処分を行う 産 業 廃 乗 物 の 量	0	0	0	0	0	0	0	0
全 処 理 委 託 量	20.00	10.00	0.00	40.00	0.00	100.00	10.00	10.00
優良認定処理業者への 処 理 委 託 量		-	-	-	-	-	-	-
再生利用業者への処理委託量	20.00	10.00	0.00	40.00	0.00	100.00	10.00	10.00
認定熱回収業者への 処理委託量	-	-	-	-	-	-	-	-
認定熱回収業者以外の 熱 回 収 業 者 へ の 処 理 委 託 量	_	-	-	-	-	-	-	-

							単位・トン
		ガラスくず,コンクリー トくず,陶磁器くず	がれき類 (廃アスファルト・コンクリート片・ レンガ破片)	ばいじん	石綿含有廃棄物 (がれき類)	建設混合廃棄物	廃電気機械器具
排	出	100.00	3,000.00	0.00	20.00	50.00	0.00
	再生利用を行 集廃 棄 物 の i		0	0	0	0	0
	熱回収を行り廃棄物の		-	-	-	-	-
	中間処理により減遠 産業廃棄物の		0	0	0	0	0
は海	埋め立て処分また 洋投入処分を行 集廃 棄 物 の 🖠	う 0	0	0	0	0	0
全 ダ	処理委託	100.00	3,000.00	0.00	20.00	50.00	0.00
	認定処理業者へ(理 委 託 <u></u>		-	-	_	-	ı
	: 利用業者へ(理 委 託 』		3,000.00	0.00	20.00	50.00	0.00
	熱回収業者へ(理 委 託 <u></u>		-	-	-	-	-
熱回	熱回収業者以外の ③ 収 業 者 へ の 理 委 託 ﴿		-	_	_	_	-